



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 2 0 号 令和 7 年 4 月 1 8 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 4 6	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
2 4 7	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった件	同
2 4 8	令和 7 年度狩猟免許試験を実施する件	鳥獣対策・里山振興課
2 4 9	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課

【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
7	歳入の収納の事務を私人に委託した件	

【教育委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
9	徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則	
1 0	徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	

【監査委員告示】

番 号	表 題	担当課名
2	包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調った件	

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
7	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
3	雑踏警備業務 2 級検定の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第二百四十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年四月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 富田製薬株式会社

住 所 鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

代表者 代表取締役 富田純弘

2 工場又は事業場

名 称 富田製薬株式会社 本社工場

所在地 鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号ロに規定するろ過施設及び同号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和七年四月十八日から

令和七年五月九日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び鳴門市環境共生部環境政策課

徳島県告示第二百四十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年四月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 富田製薬株式会社

住 所 鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

代表者 代表取締役 富田純弘

2 工場又は事業場

名 称 富田製薬株式会社 本社工場

所在地 鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号口に規定するろ過施設及び同号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 変更の概要

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法並びに排水の汚染状態及び量の変更変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和七年四月十八日から

令和七年五月九日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び鳴門市環境共生部環境政策課

徳島県告示第二百四十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、令和七年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和七年四月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 試験の日時

第一回 令和七年八月三日（日曜日）午前十時から

第二回 令和七年八月三十一日（日曜日）午前十時から

第三回 令和七年十月二十六日（日曜日）午前十時から

第四回 令和八年一月二十五日（日曜日）午前十時から

二 試験の場所

会 場 名		場 所
徳島会場	第一回	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第二回	同
	第三回	同
	第四回	同
阿南会場	第一回	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎
	第二回	同
	第三回	同
	第四回	同
美馬会場	第一回	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎
	第二回	同
	第三回	同
	第四回	同

三 狩猟免許申請書の提出期間

第一回 令和七年六月三十日（月曜日）から同年七月十八日（金曜日）まで

第二回 令和七年七月二十八日（月曜日）から同年八月十五日（金曜日）まで

第三回 令和七年九月二十二日（月曜日）から同年十月十日（金曜日）まで

第四回 令和七年十二月十五日（月曜日）から令和八年一月九日（金曜日）まで

四 狩猟免許申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県東部農林水産局
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部

徳島県告示第二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年四月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
三好郡東みよし町 昼間足代土地改良区	令和七年四月一日

徳島県病院局告示第七号

地方自治法の一部を改正する法律（法律第十九号）附則第二条第四項の規定により準用する同条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第七条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、令和七年四月一日次の事務を弁護士法人エジソン法律事務所に委託した。

令和七年四月十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）第十条第一項に規定する使用料及び同条第二項に規定する使用料又は手数料のうち、滞納された使用料及び手数料の収納の事務

徳島県教育委員会規則第九号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月十八日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「午後一時まで」の下に「（勤務時間条例第六条第二項第二号又は第三号の規定に該当する場合は、同項の規定に基づき教育委員会が別に定めるところにより休憩時間として定める一時間）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県教育委員会規則第十号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月十八日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二項第五号中「病気休暇若しくは」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

徳島県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、包括外部監査人生長拓也との協議が調ったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和七年四月十八日

徳島県監査委員

鹿	大	福	井	平
山	西	山	村	山
公	康	正	保	尚
弘	生	啓	裕	道

一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名 柴谷 亮

住所 徳島市北矢三町三丁目二番一五号

氏名 藤原 晃

住所 徳島市新蔵町三丁目二三番地

二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和七年四月七日から令和八年三月三十一日まで

徳島県公安委員会規則第七号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月十八日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「傷害給付年金請求書」を「傷病給付年金請求書」に改め、同条第三項中「（別記様式第九号）」を削る。

別記様式第四号、別記様式第五号、別記様式第六号及び別記様式第八号を次のように改める。

様式第 4 号（第 5 条関係）

障 害 給 付 一 時 金 請 求 書

（給付を実施する者の官職氏名） 殿 下記のとおり障害給付一時金を請求します。	請求年月日	年 月 日	
	（請求者） 住 所 氏 名		
1 協力援助者 住 所 氏 名 （ 年 月 日生）			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日		3 治ゆ年月日 年 月 日	
4 障 害 等 級		第 級	
5 障害の部位及びその程度			
6 既存障害とその程度			
7 障害給付一時金請求金額 （給付基礎額） （倍 数） 円 × = 円			
8 添付する書類その他の資料名			
受理 年 月 日	決定 年 月 日	支払 年 月 日	決定金額 円

9 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

- (注) 1 印の欄には記入しないこと。
- 2 「5 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 この請求には、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の資料を添付すること。

様式第5号（第5条関係）

遺族給付一時金請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記の遺族給付一時金を請求します。			請求年月日		年 月 日		
			(請求者) 住 所 氏 名 協力援助者との 続柄又は関係				
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)							
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日				3 死亡年月日 年 月 日			
4 遺族給付一時金請求額の計算	受給権者の氏名		生年月日		協力援助者との 続柄又は関係		
遺族給付年金が支給されていた場合		年金の受給権者であつた者の氏名		年金証書の番号		支給された年金額の合計 (支給された前払一時金の額)	
						円	
						円	
						円	
		遺族給付年金前払一時金が支給されていた場合		円			
		総 計		円			
5 遺族給付一時金請求金額						円	
6 添付する書類その他の資料名							
受理 年 月 日		決定 年 月 日		支払 年 月 日		決定金額 円	

7 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名				
印					

(注) 印の欄には記入しないこと。

様式第 6 号（第 5 条関係）

葬 祭 給 付 請 求 書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおりに葬祭給付を請求します。	請求年月日	年 月 日	
	(請求者) 住 所 氏 名 協力援助者との続柄又は関係		
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日		3 死亡年月日 年 月 日	
4 葬祭給付請求金額 (給付基礎額) (A) 円 + 円 × 3 0 = 円 (給付基礎額) (B) 円 × 6 0 = 円 (A)(B)のうち高い方の額 ☐ (A) ☐ (B) 円			
受理 年 月 日	決定 年 月 日	支払 年 月 日	決定金額 円

5 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

(注) 印の欄には記入しないこと。

様式第 8 号（第 5 条関係）

休 業 給 付 請 求 書

			請求回数 第 回	
(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり休業給付を請求します。		請求年月日		年 月 日
		(請求者) 住 所 氏 名		
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日				
3 請求日数		年 月 日から のう 年 月 日まで 日		
4 請求金額の計算		(給付基礎額) (日数) 円 × $\frac{60}{100}$ × = 円		
5 休業給付請求金額 円				
6 医 師 の 証 明	傷病名		現在の状態 年 月 日 ☐ 治ゆ ☐ 死亡 ☐ 中止 ☐ 継続中 ☐ 転医	
	(請求日数のうち療養のため業務に従事することができなかつたと認められる日数) 年 月 日から 年 月 日まで のう 日		(業務に従事することができなかつたと認められる理由)	
	上記のとおりであると認めます。 年 月 日 所 在 地 病院又は診療所の 名 称 医師氏名			
受理 年 月 日		決定 年 月 日		支払 年 月 日
				決定金額 円
				添付書類 枚

7 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 				

- (注) 1 印の欄には記入しないこと。
 2 該当する□にレ印を記入すること。
 3 第2回以後の請求の場合における「3 請求日数」の欄の記入については、前回の請求後の分について記入すること。
 4 第2回以後の請求の場合において給付基礎額に変更のない場合は、給付基礎額の内訳及び証明については省略してもよい。

別記様式第九号中「蛸」の次に「蛸」を加える。

別記様式第九号の二、別記様式第十号及び別記様式第十一号を次のように改める。

様式第 9 号の 2（第 7 条関係）

傷 病 給 付 年 金 請 求 書

	年金証書の番号		第	号
(給付を実施する者の官職氏名)	請求年月日		年 月 日	
	殿 (請求者) 住 所 氏 名			
下記のとおり傷病給付年金の支給の決定を請求します。				
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日				
3 傷病等級 第 級		4 傷病等級該当年月日 年 月 日		
5 傷病の名称、部位及びその状態				
6 既存障害の部位及びその程度				
7 日常生活の状態				
8 傷病給付年金請求金額 (給付基礎額) (倍 数) 円 × = 円				
9 添付する書類その他の資料名				
受理 年 月 日	決定 年 月 日	支払 年 月 日	決定金額 円	

10 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 				

- (注) 1 印の欄には記入しないこと。
- 2 「5 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

様式第10号（第7条関係）

障 害 給 付 年 金 請 求 書

	年金証書の番号		第	号
(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり障害給付年金の支給の決定を請求します。	請求年月日	年 月 日		
	(請求者) 住 所 氏 名			
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日		3 治ゆ年月日 年 月 日		
4 障 害 等 級		第 級		
5 障害の部位及びその程度				
6 既存障害とその程度				
7 障害給付年金請求金額 (給付基礎額) (倍 数) 円 × = 円				
8 添付する書類その他の資料名				
受理 年 月 日	決定 年 月 日	支払 年 月 日	決定金額 円	

9 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

- (注) 1 印の欄には記入しないこと。
- 2 「5 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 この請求書には、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

様式第11号（第7条関係）

遺族給付年金請求書

		年金証書の番号		第 号	
(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり遺族給付年金の支給の決定を請求します。		請求年月日		年 月 日	
		(請求者又は代表者) 住 所 氏 名 協力援助者との続柄			
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)					
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日			3 死亡年月日 年 月 日		
4 請求の事由		☐ 協力援助者の死亡 ☐ 先順位者の失権 ☐ 胎児であつた子の出生 ☐ 先順位者の所在不明			
5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族	氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備考
6 既に遺族給付年金を受けていた遺族	氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備考

7 遺族給付年金請求年額の計算	(給付基礎額) (倍 数) 円 × × $\frac{1}{\text{(請求者の数)}}$ = 円				
8 遺族給付年金請求額	請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合			円	
	代表者を選任した場合			(7 の請求金額) (請求者の数) × = 円	
9 添付する書類その他の資料名					
10 給付基礎額の証明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				
受理 年 月 日		決定 年 月 日		決定金額 円	

- (注) 1 印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者である時は^①、その者が代表者である時は^②、その者が身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にある者であるときは^③、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは^④と明記すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規則別記様式（次項において「旧様式」という。）による用紙は、この規則による改正後の別記様式（次項において「新様式」という。）によるものとみなす。

3 新様式に相当する旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和7年4月18日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和7年7月25日（金）午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までの間とする。

(2) 実施場所

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

（高知県高知市春野町芳原2485番地 電話088-841-3105）

3 受検定員

10人程度

4 受検対象者

受検対象者は、徳島県内に住所を有する者又は法第2条第4項に規定する警備員であつて徳島県内の営業所に属するものとする。

5 検定申請手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和7年5月19日（月）から同月23日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検

定申請者」という。)のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）

1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は、認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和7年6月9日（月）から同月13日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、13,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、帯革（ベルト）、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽及び雨着（雨天時に使用する。）を持

参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定の実施

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

9 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。